

報道関係者 各位

令和2年7月7日
(照会先)
職業安定局雇用保険課
課長 松本 圭
課長補佐 樫村 拓郎
(電話代表) 03(5253)1111 (5764)
(直通電話) 03(3502)6771

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金関係情報の公開について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金について、申請書やQ&Aなどについて、関連情報と併せて掲載したホームページを下記のとおり公開しましたので、お知らせします。

これにより、国民の皆さまが申請の準備を進めていただくことが可能になります。

(注) 複数事業所の休業について申請する方については、別途の様式等を準備中ですので、整い次第公開します。同一の期間について、複数の申請をした場合、最初の申請以外は無効となりますのでご注意ください。

(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金情報関係HP)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

また、本日から、お問い合わせ対応のコールセンターも稼働開始します。お問い合わせは労働局・ハローワークではなく、コールセンターの方をお願いします。

(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンターについて)

電話番号：0120-221-276

受付時間：月～金 8:30～20:00

土日祝 8:30～17:15

今後、7月10日(金)を目途として、郵送での受付を先行して開始できるよう準備を進めていますので、整い次第、改めてお知らせします。

また、オンラインでの申請も可能とする予定であります。引き続きシステム開発を行っていますので、別途お知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）

参考資料1

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

1 対象者

令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者

2 支援金額の算定方法

休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × 各月の日数 (30日又は31日) - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数

① 1日当たり支給額 (11,000円が上限)

② 休業実績

3 手続内容

① 申請方法： 郵送（オンライン申請も準備中）

（労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて（まとめて）申請することも可能）

② 必要書類： (i) 申請書、(ii) 支給要件確認書[※]

(iii) 本人確認書類、(iv) 口座確認書類、(v) 休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの、

※ 事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。事業主及び労働者それぞれが記入の上、署名。

※ 事業主の協力を得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付（この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める。）。

4 実施体制等

○ 都道府県労働局において集中処理

○ 問い合わせを受け付けるコールセンターを設置